

※欄には記載しないでください

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）と一緒に提出してください。

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書（特例措置）		受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入力	確認
※	※			
第40条の8の5第20項 租税特別措置法施行令 第40条の8の6第27項 第40条の8の8第15項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。				
特例認定(贈与・相続) 承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)	
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 ^(注1)		① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
経営(贈与・相続)報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日				

※ 報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から①欄までの記載は不要です。）

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円		
② 直前の事業年度末における準備金の額	円		
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円		
④ 直前の事業年度における総収入金額	円		
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注2)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	a 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	円 j	
	b 特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	円 k	
不動産	c 現に自ら使用しているもの以外	円 l	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d 事業の用に供することを目的として有するもの以外	円 m	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的な財産である動産、貴金属及び宝石	e 事業の用に供することを目的として有するもの以外	円 n	
現金、預貯金等	f 現金及び預貯金その他これらに類する資産	円 o	
	g 特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	円 p	
⑥ 剰余金の配当等の額 (報告基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) (注3)	h 特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 i 会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円		
⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④)	%

⑪ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合^(注4)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合^(注5)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有^{*} 無

* 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。

(注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(注6) この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の2及び第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。